

1 本社(店)情報に関する変更の申請書類等

変更内容	説明	申請区分	申請書類	様式ダウンロード
1.商号又は名称	単に商号又は名称が変更した場合(吸収合併など組織変更に伴っての変更を除く。)	(1)本社(店)に関する 変更申請書 (電子申請)	①登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写) ※個人事業主の場合は身分証明書(写)	—
			②使用印鑑届(様式第4号)	○
			③印鑑証明書(写)	—
			※いずれの書類も変更後の商号又は名称であること	
2.代表者役職・氏名	代表者が変更した場合。 他の役員が変更した場合は申請対象外。	(1)本社(店)に関する 変更申請書 (電子申請)	①登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写) ※個人事業主の場合は身分証明書(写)	—
			②使用印鑑届(様式第4号)	○
			③印鑑証明書(写)	—
			※いずれの書類も変更後の代表者名であること	
3.住所	本店又は本社若しくはその両方の住所が変更した場合。	(1)本社(店)に関する 変更申請書 (電子申請)	①登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写) ※個人事業主の場合は身分証明書(写)	—
			②使用印鑑届(様式第4号)	○
			③印鑑証明書(写)	—
			※いずれの書類も変更後の住所であること	
4.電話・FAX・メールアドレス	本社の電話・メールアドレス等が変更した場合。	(1)本社(店)に関する 変更申請書 (電子申請)	なし	—
5.使用印鑑	単に入札等で使用する印鑑に変更が生じた場合(上記区分(1)~(3)に該当しないで使用印鑑のみ変更する場合)。	(1)本社(店)に関する 変更申請書 (電子申請)	①使用印鑑届(様式第4号)	○
6.専任技術者 (職種:建設工事のみ)	本社常駐の専任技術者に変更が生じた場合。	(1)本社(店)に関する 変更申請書 (電子申請)	①建設業許可変更届書(写)	—
			②専任技術者証明書(写)又は専任技術者一覧表	
			※いずれの書類も「所管官庁受付印必須」であること	

注)本店とは、登記上に住所の記載がある営業所であること

注)本社とは、登記上の住所と異なるが主として営業をしている営業所であること

注)申請書類は、申請日から3ヶ月以内に作成又は取得した書類であること

注)表中「(写)」の記載があるものは写し(コピー)を提出し、記載がないものは原本を提出すること

注)各区分で共通する提出書類は1部提出すること

注)経審、ISO、許可、登録、その他上記表に記載のない項目の更新・変更は、変更申請の対象外であること